

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときの翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医等の登録

土地改良事業の認可(八件)

土地収用法による事業の認定

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧

海岸保全区域の指定の一部改正

◇選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第九十四号の四を第九十四号の七とし、第九十四号の三の次に次の三号を加える。

百九十四の四 宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料 五千元

百九十四の五 宅地建物取引主任者証の交付申請手数料 二千元

百九十五の六 宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料 二千元

附 則

この規則は、昭和五十五年十二月一日から施行する。ただし、別表第九十四号の三の次に三号を加える改正規定中第九十四号の五及び第九十四号の六に係る部分は、昭和五十六年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千四十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
橋本公夫	鳥医第二、五五三号	昭和五十五年十月十五日
横濱雄介	鳥医第二、五五四号	昭和五十五年十月十七日
植木泰久	鳥歯第四〇三号	〃
奥田純子	鳥業第四三八号	昭和五十五年十月二十日
田中孝一	鳥医第二、五五五号	昭和五十五年十月二十三日
上原美朗	鳥医第二、五五六号	〃
中尾志保子	鳥歯第四〇四号	昭和五十五年十月二十五日
辰村紀子	鳥業第四三九号	昭和五十五年十月二十八日

鳥取県告示第千四十六号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(沖代地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十七号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(船岡地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十八号

境港市から申請のあつた市営土地改良(渡地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月十四日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十九号

北条町から申請のあつた町管土地改良(大野地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十号

北条町から申請のあつた町管土地改良(大野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十一号

会見町から申請のあつた町管土地改良(大谷地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十二号

会見町から申請のあつた町管土地改良(鳴居地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十三号

用瀬町から申請のあつた町管土地改良(別府地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十一月十四日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称 鹿野町

二 事業の種類 鹿野町立運動場建設工事及びこれに伴う町道新設工事

三 起業地

- 1 収用の部分 気高郡鹿野町大字鹿野字目黒、字外向、字野嶽、字野山河原及び字下野山内地

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 鹿野町役場

鳥取県告示第五十五号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第一項の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧期間 昭和五十五年十一月二十五日から同年十二月九日まで

二 縦覧場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市開発課

三 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

鳥取県告示第五十六号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の鳥取県鳥取沿岸石脇港海岸石脇地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿
岸石脇港海岸
石脇地区海岸

- 基点一 東伯郡泊村大字石脇字三ノ北畑一、一八三番地の標柱
- 基点二 基点一から一四二度〇五分〇〇秒三四・〇〇メートル
ルの点
- 基点三 基点二から四五度二〇分〇〇秒四四・〇〇メートル
の点
- 基点四 基点三から一一三度〇〇分〇〇秒二七・〇〇メートル
ルの点
- 基点五 基点四から一四〇度三〇分〇〇秒四五・〇〇メートル
ルの点
- 基点六 基点五から一七三度〇〇分〇〇秒八〇・〇〇メートル
ルの点
- 基点七 基点六から一五六度〇〇分〇〇秒六〇・〇〇メートル
ルの点
- 基点八 基点七から一四〇度〇〇分〇〇秒六六・〇〇メートル
ルの点
- 基点九 基点八から九三度〇〇分〇〇秒七九・〇〇メートル
の点
- 基点十 基点九から一二〇度一〇分〇〇秒八八・〇〇メートル
ルの点
- 基点十一 基点十から七度三〇分〇〇秒二七三・〇〇メートル
ルの点
- 基点十二 基点十一から二九五度三〇分〇〇秒二九〇・〇〇
メートルの点
- 基点十三 基点一に同じ。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考 その他 の政治 団体
山内芳元後援会	山内吉太郎	山崎 巖	西伯郡中山町八重一七	
渡辺武・やすだ睦美、 気高町後援会	村上 治	岡野 由敬	気高郡気高町浜村四六 一四五	
三森政治口日野後援会	安田 公正	川上 肇	日野郡江府町美用	
松浦いさお鳥取県後援 会	野津 英顕	岡本 善徳	鳥取市栄町六五八	
小林じゅん後援会	岩谷 俊一	福田 尚三	米子市浦津一六二	
谷本実夫を励ます会	長谷 寅雄	下田 賢治	八頭郡佐治村古市一九	
渡辺武、やすだ睦美 影校区後援会	前田 秀義	小橋 太一	鳥取市雲山四八一三	

鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づ

鳩山威一郎鳥取県西部後援会	藤原 孝太	成子 汎	米子市東福原三三八一	"
渡辺武・やすだ陸美鳥取市後援会	君野 駿平	伊藤 真	鳥取市今町二丁目二八	"
渡辺武・やすだ陸美三朝町後援会	橋本 元	山本 勇夫	東伯郡三朝町片柴一三二五	"
渡辺武・やすだ陸美鳥取生協病院後援会	山上 英明	竹内 政人	鳥取市末広温泉町二五	"
日本共産党（渡辺武・やすだ陸美）境港市後援会	渡部 三郎	安田 一夫	境港市相生町一	"
渡辺武・やすだ陸美米子市後援会	松田 勝三	梶野善三郎	米子市博労町三丁目八〇一	"
渡辺武・やすだ陸美婦人後援会	南久 仁	宮内 博子	米子市四日市町一二五	"
渡辺武・やすだ陸美鳥取市婦人後援会	宮腰 瑞子	田江恵美子	鳥取市西品治二二九	"
前田宏後援会	米山 重吉	前田 恒利	岩美郡岩美町岩本一〇九〇	"
環整連政治連盟鳥取県支部	池田 忠夫	三島 巴	米子市米原八四八一二	"
徳永尚後援会	西山 国雄	尾古 久雄	西伯郡中山町羽田井一六七	"
赤川哲夫後援会	福留 徳善	野間 護	西伯郡中山町樋口一四二	"
岩見誠次後援会	濱田 光治	小猿 弘	岩美郡岩美町網代一一八二〇	"

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
常田たかよし後援会	会計責任者	吉田 健	河合 弥
三森政治後援会	主たる事務所の所在地	日野郡日南町三栄	日野郡日南町生山
鳥取県医師連盟	"	鳥取市戎町三一七	鳥取市戎町三一八
"	代表者	三好 実三	村江 潤夫
"	会計責任者	音田 誠介	井崎 太郎
小谷善高後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市海田西町五〇一一	倉吉市昭和町四五五一二
相沢英之鳥取市後援会	会計責任者	田中英教	民野 喜純
相沢英之東部後援会	"	久本 憲明	安住 庸雄
"	主たる事務所の所在地	鳥取市永楽温泉一六三	鳥取市今町三丁目一〇三
自由民主党鳥取市大正支部	会計責任者	西根 勇	堀尾 勇
相沢英之東部陽光会	"	吉岡 美根子	山本 信子

自由民主党倉吉市成徳支部	主たる事務所の所在地	倉吉市菱町七二	倉吉市大正町一〇七九一八
"	代表者	浜田 勝義	小倉 好美
相沢英之東部後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市今町二丁目一〇三	鳥取市永楽温泉一六三
常田たかよし後援会	"	鳥取市末広温泉一六〇	鳥取市庖丁人町二
"	代表者	岩谷 政春	米山 英之助
鳥取県自治同志会	"	森 進	西尾 圭介
松浦いさお鳥取県後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市岩吉二二〇	鳥取市栄町六五八
中井勲後援会	"	東伯郡赤碕町赤碕一四一四五	東伯郡赤碕町竹内三七二
自由民主党鳥取県支部連合会	代表者	土谷 栄一	小林 国司
鳥取県石油政治連盟	名称	鳥取県石油政治連盟	全国石油政治連盟鳥取県支部連合会

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
林原嘉武後援会	井木 国雄	戸田 和夫	東伯郡赤碕町大字赤碕一七三五	その他政治団体
中国税理士政治連盟鳥取県連合会	中尾 直昭	山根 幹男	鳥取市今町一丁目三五二	"

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

林原嘉武後援会

報告年月日 昭和55年5月20日

(昭和55年4月1日解散)

備品、消耗品費

110

中国税理士政治連盟鳥取県連合会

報告年月日 昭和55年10月21日

(昭和55年10月13日解散)

1 収入総額	110円	報告年月日	昭和55年10月21日
2 支出総額	110		
3 収入の内訳		1 収入総額	0円
前年繰越額	110	2 支出総額	0
4 支出の内訳			
総繰越費	110		